

議案第 6 号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 9 平成30年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、令和4年12月24日までの間における市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当（同条第4項に規定する期末手当（以下同じ。）の算出根拠となるものに限る。）、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

（地域手当の支給に関する特例）

- 10 当分の間、市長等の地域手当の月額は、第3条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の70に相当する額を減じた額とする。ただし、平成30年12月25日に市長であった者の地域手当の月額は、その限りでない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

現市長の給料月額について、50%の削減を引き続き任期中実施すること等の措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。